ISSB Update 2022 年 11 月

ISSB Update は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、作業計画で見ることができる。IFRS®サステナビリティ開示基準に関する ISSB の最終的な決定は、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

ISSB は、2022 年 11 月 15 日から 16 日にかけてフランクフルトにて会議を行った。

関連情報：

- 原文はこちら
- ISSB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）はこちら

目次

リサーチ及び基準設定

- 全般的サステナビリティ関連開示（アジェンダ・ペーパー3）及び気候関連開示（アジェンダ・ペーパー4）
- 現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）並びにつながりのある情報（アジェンダ・ペーパー3A 及び 4B）
- 比較情報及び更新された（updated）見積り（アジェンダ・ペーパー3B）
- 報告の時期（アジェンダ・ペーパー3C）
- 戦略及び意思決定並びに気候関連の目標（アジェンダ・ペーパー4A）

タクソノミ

- IFRS サステナビリティ開示タクソノミ（アジェンダ・ペーパー7）

リサーチ及び基準設定

全般的サステナビリティ関連開示（アジェンダ・ペーパー3）及び気候関連開示（アジェンダ・ペーパー4）

ISSB は、2022 年 11 月 15 日から 16 日にかけて会議を行い、公開草案 IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（S1 基準案）及び公開草案 IFRS S2 号「気候関連開示」（S2 基準案）における提案の一部について再審議を実施した。

現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）並びにつながりのある情報（アジェンダ・ペーパー3A 及び 4B）

ISSB は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（S1 基準案）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（S2 基準案）における、サステナビリティ関連のリスク及び機会が財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関連する要求事項に対して寄せられた回答者のフィードバックについて議論した。また、ISSB は、S1 基準案におけるつながりのある情報を開示するという要求事項に対して寄せられたフィードバックについても議論した。今後のスタッフ提案に情報をもたらすため、ISSB は、これらの要求事項を適用した場合に生じる可能性がある開示の例について議論した。

ISSB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

ISSB は、現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）並びにつながりのある情報についての要求事項案に関するスタッフ提案（企業が要求事項を適用するのを支援するためのガイダンスの開発を含む）について検討を行う予定である。

比較情報及び更新された（updated）見積り（アジェンダ・ペーパー3B）

ISSB は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（S1 基準案）における、更新された（updated）見積りを反映した比較情報を開示するという要求事項案について議論した。

ISSB は、以下のことを暫定的に決定した。

a. S1 基準案第 64 項に示された要求事項案を修正し、更新された（updated）見積りを反映して比較情報を見直す（revise）という要求事項の適用対象を限定する（limit）。これにより、当該要求事項は、過去の報告期間に開示された当該期間についての見積りに適用され、過去の報告期間に開示された将来予測的な（forward-looking）見積りには適用されないことになる。
b. 例示的ガイダンスを提供し、企業が要求事項を適用することを支援する。そのようなガイダンスには、以下を含める場合がある。
   i. 更新された（updated）見積りを反映するために比較情報を見直す（revise）ことを要求されることになる場合及び要求されないことになる場合の例示
   ii. 更新された（updated）見積りを反映するために見直し後の（revised）比較情報を表示する方法の例示及び説明。並びに
   iii. 企業が比較情報を見直す（revise）ことを要求されることになる以下の 3 つの場合を区別するための説明。(1) 更新された（updated）見積りを反映する場合、(2) 再定義若しくは置き換えられた指標若しくは目標を反映する場合、又は (3) 誤謬を訂正する場合

13 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。

次のステップ

ISSB は、以下のことを検討する予定である。

a. 具体的な文案の変更を行うことにより、S1 基準案第 64 項における要求事項を明確にすること、及び
b. 企業が要求事項を適用するのを支援するためのガイダンスを開発すること

報告の時期（アジェンダ・ペーパー3C）

ISSB は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（S1 基準案）における、関連する財務諸表と同時にサステナビリティ関連財務開示を報告するという要求事項案について議論した。

ISSB は、以下のことを暫定的に決定した。

a. 関連する財務諸表と同時にサステナビリティ関連財務開示を報告するという要求事項案を確認する。13 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。
b. 財務諸表よりも後にサステナビリティ関連財務開示を報告することを容認するという短期間の経過措置（short-term transitional relief）を導入する。13 名の ISSB メンバーのうち 11 名が、この決定に同意した。
c. この経過措置（transitional relief）の一部として、年度の（annual）サステナビリティ関連財務開示を、上半期／第 2 四半期の業績報告（earnings reporting）と同時に報告することを容認する。13 名の ISSB メンバーのうち 12 名が、この決定に同意した。

次のステップ

ISSB は、要求事項案の再審議を継続し、以下についてのスタッフ提案を検討する予定である。

a. 年度の（annual）サステナビリティ関連財務開示を、上半期／第 2 四半期の業績報告（earnings reporting）と同時に報告することを容認するための短期間の経過措置（short-term transitional relief）をどのように表現する（articulate）か
b. この救済措置について、S1 基準の発効日後、どれだけの期間利用可能（available）とするか

戦略及び意思決定並びに気候関連の目標（アジェンダ・ペーパー4A）

ISSB は、IFRS S2 号「気候関連開示」（S2 基準案）における、戦略及び意思決定（低炭素経済への移行計画を含む）並びに気候関連の目標についての情報を開示するという要求事項案についての回答者からのフィードバックを検討した。

ISSB は、以下のことを暫定的に決定した。

a. 気候関連のリスク及び機会が、企業の戦略及び意思決定、低炭素経済への移行計画並びに気候関連の目標にどのような影響を与える（affect）かを開示するという、S2 基準案第 13 項及び第 23 項の要求事項案を確認した上で明確にする。13 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。
b. 企業が移行計画を開発するにあたり前提とした仮定（assumptions）及び識別した依存関係（dependencies）を開示することを要求する。13 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。
c. 仮定（assumptions）が満たされなかった場合の企業の移行計画への影響（implications）を開示するという要求事項は導入しない。13 名の ISSB メンバーのうち 12 名が、この決定に同意した。
d. 気候関連の目標についての追加的な情報を開示することを要求する。これには以下を含む。
    i. 企業の目標の範囲。13 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。
    ii. 企業の排出目標において対象とする温室効果ガス及び排出スコープ。13 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。
    iii. S2 基準案第 23 項の要求事項を適用する際に、どの気候変動に関する国際協定（international agreement on climate change）を参照しているか。13 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。

次のステップ

ISSB は、企業の気候関連の目標を、気候変動に関する最新の国際協定（latest international agreement on climate change）と比較するという、S2 基準案における要求事項案についてさらに議論を行う予定である。

ISSB は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（S1 基準案）及び S2 基準案における提案の再審議を継続する予定である。

タクソノミ

IFRS サステナビリティ開示タクソノミ（アジェンダ・ペーパー7）

ISSB は、2022 年 11 月 15 日に会議を行い、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（S1 基準案）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（S2 基準案）に基づく IFRS サステナビリティ開示タクソノミの提案に寄せられたフィードバックについて議論した。

ISSB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

ISSB は、スタッフ・リサーチ及びフィードバックを検討し、公開協議に向けて IFRS サステナビリティ開示タクソノミの提案を開発する予定である。